

令和3年(2021年)5月7日(金)

- ・ イベント等の開催に関すること
健康福祉局保健部次長(兼)市立病院担当部長：細谷
電話：082-504-2662(内線4552)
- ・ 施設の臨時休館等に関すること
危機管理室危機管理課長：和田
電話：082-504-2274(内線5703)
(各施設の概要等について)
別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

広島県「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の 開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」が決定されたことを踏まえ、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、別紙1のとおり方針を定めました。

当該方針により臨時休館及び開館時間の短縮を実施する本市所管施設は、別紙2及び別紙3のとおりです。

令和3年5月7日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「新型コロナ感染拡大防止集中対策」が決定されたことを踏まえ、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、5月8日から6月1日までの間、本市主催のイベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本市主催のイベント等^{*}の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の「4 イベント等の開催要件」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月30日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

^{*} 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

- (1) 不特定多数の集客が見込まれる施設については、できる限り速やかに休館とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。
- (2) (1)により休館とした施設を除く20時以降開館している施設については、できる限り速やかに開館時間を20時までに短縮する。ただし、すでに20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。